

イギリス公立夜間学校の組織化と成人教育の展開 —ロンドン学務委員会を中心に—

Evening School and the Development of Adult Education in England : On the School Board for London

関 直規

SEKI Naoki

This paper discusses the history of adult education in English evening school administration, focusing on the work of the School Board for London that had been one of the most prominent education authorities in the country from 1870 to 1904.

Very few attempts have been made at the history of adult education provided by evening schools under the school board in comparison with the other adult education movements during the latter half of the nineteenth century. What must not be forgotten, however, is that these evening schools, in the case of large cities, had been a major sector of adult education and they had met the demand of adults, as well as adolescents, who had desired the elementary, advanced, and recreational classes in the night.

First, I describe the establishment of the English evening school administration and the initial experiment made by the School Board for London. Then, I present the development of evening schools under the Board related to the changes of Education Department's Code from the 1880s to 1890s. Finally, I will examine the extension of the work to the field of adult education toward the end of the 19th century.

目次

- I はじめに
- II 夜間学校制度の成立
 - 1. 夜間学校制度の始まり
 - 2. 公立夜間学校の構想
- III ロンドンにおける公立夜間学校の成立と展開
 - 1. 公立夜間学校の成立
 - 2. 公立夜間学校の拡大
 - 3. 公立夜間学校の転換
- IV 成人教育の展開
 - 1. 成人受講者の増大
 - 2. 夜間継続学校令の成立
 - 3. 公立成人学校の開校
- V おわりに

I はじめに

本稿は、ロンドン学務委員会（1870-1904年）の活動に焦点を当てつつ、イギリス公立夜間学校の組織化とそれに伴う成人教育の展開過程を明らかにすることを目的とする。1870年基礎教育法により、地方教育行政機関として、学務委員会が新たに設置された。同委員会は、地方税を徴収して、基礎教育を行うべきことが定められたが、これ以降、公立夜間学校⁽¹⁾の担い手としての役割をも果たすことになった。当初、公立夜間学校には、伝統的な夜間学校と同様、3 R'sの教授を中心に、昼間学校を補完する役割が求められていたが、1880年代を通じて、その活動は、基礎教育後の多様な教育機会を提供し始めた。その結果、公立夜間学校は、青少年だけでなく、成人を対象とする教育機関という性格を持つようになっていった。19世紀末葉のロンドンでは、「大学拡張」（University Extension）をはじめ、様々な成人教育事業が展開されていたが、そうした状況の中で、K. パーシー（K. Percy）が指摘しているように、“公立夜間学校は成人教育の有力な担い手へと成長していった”⁽²⁾のである。

とりわけ、公立夜間学校を積極的に設置・運営した学務委員会一つが、ロンドン学務委員会であった。このことは、1921年4月、H. A. L. フィッシャー（H. A. L. Fisher）教育院総裁の下に置かれた「成人教育委員会」（Adult Education Committee）の第11レポート「成人教育と地方教育当局」（*Adult Education and the Local Education Authority*）の中で、ロンドンの公立夜間学校が取り上げられていることからもうかがえよう。そこでは、ロンドン学務委員会の夜間学校事業が、代表的な事例として注目されており、さらに、1902年教育法によって成立した「地方教育当局」（Local Education Authority）による成人教育活動の歴史的源流としておさえられているのである。⁽³⁾

従来のイギリス成人教育史研究では、公立夜間学校における成人教育に関する研究は、ほとんどなされてこなかった。数少ない先行研究として、川本宇之介が、ロンドンの夜間学校の事例を取り上げており、⁽⁴⁾また、松浦京子が、「シティズンシップ教育」の視点から、ロンドンの公立夜間学校における成人教育の展開に言及している。⁽⁵⁾さらに、イギリスでは、前述したK. パーシーによる公立夜間学校史の研究があるほか、W. A. デヴェルー（W. A. Devereux）が、ロンドンの成人教育史を描く中で、ロンドン学務委員会による夜間学校活動の概略にふれている。⁽⁶⁾本稿は、これらの諸研究で必ずしも十分に明らかにされていない、公立夜間学校を介する、中央と地方の教育行政機関の相互関係にも着眼しながら、学務委員会時代の公立夜間学校における成人教育の展開をイギリス成人教育史に位置付けるための基礎的作業を試みようとするものである。なお、近年、戦前日本における東京・大阪両市などの大都市を事例に、都市型社会教育の成立史の検討が進みつつある。⁽⁷⁾ロンドンにおける成人教育の展開過程を明らかにしようとする本稿の研究は、今後、比較都市成人教育史を構築する上での予備的な考察にもなるだろう。

本稿の構成は、以下の通りである。IIでは、1862年改正教育令及び1870年基礎教育法を中心に、イギリス夜間学校の制度化とその基本的仕組みを概観する。次いで、IIIでは、ロンドン学務委員会による夜間学校事業の成立と展開について、中央当局の夜間学校政策の動向を視野に入れながら考察する。その上で、IVでは、ロンドンの公立夜間学校における成人受講者の位置とその性格について検討したい。

Ⅱ 夜間学校制度の成立

1. 夜間学校制度の始まり

1830年代以降、イギリスでは、子どもや青年とともに、成人をも対象とした夜間学校が増えていった。このような学校は、たいてい小規模で、昼間学校と同じ方針の下、私営事業として行われており、教師や校舎も昼間学校と共有されていることが多かった。また、小額の授業料で、入門的な読み方や書き方を教育し、さらに、計算の仕方や歴史、地理、文法を教えることがあった。⁽⁸⁾ T. ケリー (T. Kelly) は、“読み書きが全くできなかったり、十分にできなかつたりする成人たちが、基礎教育を受けたのは、これらの夜間学校をおいて、他にはなかったであろう”⁽⁹⁾ と指摘している。

1833年、政府は、「国教会の原理に基づく貧民教育のための国民協会」(National Society for the Education of the Poor in the Principles of the Established Church) と「内外学校協会」(British and Foreign School Society) が行ってきた基礎教育に対し、国庫助成を開始した。1839年、中央の教育当局として、「枢密院教育委員会」(Committee of the Privy Council on Education) が創設され、さらに、同委員会が、勅任視学官制度を導入したことで、補助金政策は拡大されることになった。このような状況の中、まもなく、夜間学校への公的支援についても議論されるようになる。ヒンズ主教 (Bishop Hinds) の提言が、その最初だと言われている。1839年、「上官宛夜間学校の増設に関する書簡」(A Letter to Mr. Senior on Supplemental Evening Schools) と題する小冊子の中で、ヒンズ主教は、夜間教育計画の策定のために、500ポンドの議会補助金が支出されるべきである、と提案した。これは、12歳になる前に学校を退学し、労働に従事するようになった青少年のために、さらに数年間の学習の機会を保障しようとするものだった。⁽¹⁰⁾

このような公論の高まりを背景に、夜間の授業を担当する教師への財政的支援として、1851年、夜間学校への補助金が承認されることになった。⁽¹¹⁾ さらに、1862年、ロバート・ロウ (Robert Lowe) が打ち出した「改正教育令」(Revised Code)⁽¹²⁾ により、夜間学校は、夜間に開校される「基礎学校」(elementary schools) として、初めて公的に位置付けられた。また、同令では、年間平均出席者数一人あたり 2 シリング 6 ペンス (第40条 (a))、24回以上授業に出席し、3 R'sの試験に合格した場合、一人あたり 5 シリング (同条 (c)) の補助金交付を規定した。従来の教師に対する補助金に代わって、補助金を配分する原理として、「出来高払い制度」(Payment by Results) が導入されたのである。さらに、枢密院教育委員会は、勅任視学官への改正教育令の指導書の中で、夜間学校について、次のように言及している。“夜間学校は、出席する学生を除いて、午前あるいは午後に行われる授業と違う点があつてはならない。その活動は、中等教育ではなく、継続された基礎教育である。・・・夜間学校に出席するのは、初步的な知識を確実なものにし、完全に習得するためなのである。”⁽¹³⁾。

このように、1862年改正教育令によって、夜間学校は、昼間学校の基礎教育を補完する教育機関として、教育制度上に位置付けられたのである。このような仕組みは、1890年代の改革に至るまで、イギリス夜間学校制度の基本的構造をなすものとなった。

2. 公立夜間学校の構想

第二次選挙法改正による都市労働者階級への選挙権拡大に対応し、1870年、イギリス公

教育制度上、初の単独の教育法である基礎教育法⁽¹⁴⁾が成立した。この法律によって、宗教団体の経営する学校が存在しない地域に、イギリスで最初の地方教育行政機関である公選制の「学務委員会」(School Board)が設置されるべきことが定められた。なお、首都であるロンドンについては、同法第37条の規定に基づき、「ロンドン学務委員会」(School Board for London)⁽¹⁵⁾が設立されることになった。

さて、基礎教育法は、学務委員会が、地方税を徴収し、学校及び教師を準備するなどの基礎教育を行う上で必要な権限を与えていたが、その中に、公立夜間学校に関するものは含まれていなかった。ただし、基礎教育法は、基礎学校の開校時間に関し、特に規定していたわけでもなかったので、ロンドン学務委員会は、最初の段階から、公立夜間学校の独自の構想を練っていた。⁽¹⁶⁾ H. B. フィルポット (H. B. Philpott) は、その中身について、こう述べている。“当初、気運が盛り上がる中で、子どもたちが昼間に勉強した後で、若者や成人たちが、かつて得ることの出来なかった学習の機会を熱心に求めて、学務委員会の夜間学校にどっと押し寄せてくる、というビジョンを描いていた委員たちもいた。さらに、夜間学校は、昼間学校の教育課程を繰り返し行う必要があるが、昼間学校で最高のスタンダードに合格した人たちのために、上級教育 (higher education) も行うべきである、と提案されていたのである。”⁽¹⁷⁾ しかし、こうした構想を実現するにあたり、ロンドン学務委員会は、二つの制度上の問題に直面することになった。

第一に、教育内容に関する問題である。基礎教育法の下、夜間学校は、「基礎学校」(elementary schools)として位置付けられた。基礎学校は、“そこで行われる教育の主たる部分が、基礎教育である学校ないし学校の部門を意味する”(第3条)と定義されていたが、基礎教育の内容は示されていなかった。ただし、教育局が発令した教育令⁽¹⁸⁾は、年間平均出席者数一人あたり4シリング (第22条(a))、最低50回以上出席した3R'sの合格者一人あたり7シリング6ペニス (同条(b)) の補助金を規定していた。したがって、夜間学校における教育内容は、3R'sに制限されており、それ以外を行うことはできない、と一般的に理解されていたのである。

第二に、学生の年齢に関する問題である。基礎教育法は、学生の年齢の上限を規定していなかった。そのため、ロンドン学務委員会は、事務弁護士と相談し、基礎教育法に違反しない年齢の上限を、さしあたり、16歳と考えることにした。その後、教育令⁽¹⁹⁾によつて、年齢の上限が18歳と規定されたものの、それが、補助金交付の条件となるものなのか、それとも、公費の支出を禁じる上限となるものなのか、ということがはっきりしなかった。そこで、同委員会は、事務弁護士と改めて相談し、公立夜間学校の運営に際し、18歳以上の成人にかかる教育費を負担しない、ことに決めたのである。⁽²⁰⁾

このような教育内容及び学生の年齢に関する二つの制約は、昼間学校の基礎教育を補完するという、1862年改正教育令以降の夜間学校政策の基本的方針が、基礎教育法下においても引き続き適用されていたことを示している。ロンドン学務委員会は、中央当局による制限された制度的枠組みの中で、選挙民である都市民衆の夜間教育への要求に応える、という難しい舵取りを求められることになったのである。

Ⅲ ロンドンにおける公立夜間学校の成立と展開

1. 公立夜間学校の成立

ロンドンにおける最初の夜間学校事業は、1871年、ロンドン学務委員会が、その専門部会である「学校管理委員会」(School Management Committee)に対し、夜間学校の開校について検討するよう、指示したことに始まる。その結果、夜間学校の設立が、各地区の学校管理者の急務とされた。しかし、実際には、数校の夜間学校が開校されただけで、その成果はほとんどなかった、といわれている。⁽²¹⁾

その後、1873年、ロンドン学務委員会は、改めて、夜間学校事業計画をまとめている。この中で、少なくとも40名が入学しない場合、夜間学校の開校は認められず、また、前月の平均出席者数が20名未満となった場合、夜間学校を継続してはならないことになった。このような厳密な規定は、昼間の長時間労働や強制的な残業のために、欠席せざるを得ない学生が多く在籍していた夜間学校に、深刻な影響を与えた。このようなわけで、1875年、学校管理委員会は、以下の諸勧告をなすに至ったのである。夜間学校の開校に関する学務委員会のこれまでの決議を撤廃すべきである。学務委員会は、夜間学校を直接管掌すべきではない。ただし、民間団体が夜間学校を運営する場合、安い賃料で校舎を貸し出すことは認める。これらの諸勧告を、学務委員会は異議を申し立てたり、異論を挟んだりすることもせずに、受け入れた。⁽²²⁾ わずか数年間のうちに、初期の夜間学校事業は挫折することになってしまったのである。

このような挫折は、既に指摘したような、基礎教育法による教育内容及び年齢の上限の制限、また、夜間学校事業計画の厳しい規定などによる面もあるだろう。E. イーグルシャーム (E. Eaglesham) は、“そのような純粹に基礎教育に限定された教育課程は、生徒の関心を惹きつけることができず、また、構想力のある学務委員会の関心を高めることもできなかった”⁽²³⁾ と指摘している。しかし、より重要なことは、当初、子どもたちに基礎教育を普及させることが、学務委員会の最優先課題になっていたことに他ならない。⁽²⁴⁾ なお、ロンドン学務委員会が、夜間学校の廃校を決めたもう一つの事情について、“当時、学務委員会は贅沢に浪費しているのではないか、という厳しい批判を世間から浴びた時に、できるだけ人目につかないかたちで、経費がかさみ、人気がなかった、夜間学校部門の廃止が決議された”⁽²⁵⁾ という指摘もある。これらのことから、学務委員会による教育事業や都市民衆の関心において、公立夜間学校が相対的に低い地位に置かれていた様子をうかがうことができよう。初期の夜間学校事業の結末も、このような全体的な文脈の中で把握することが妥当であるように思われる。

基礎教育法の下、1870年代を通じて、昼間学校が発展し、基礎教育が普及する一方で、夜間学校で基礎教育を受けようとする学生数は、対照的に減少していった。⁽²⁶⁾ 昼間学校を補完する役割を求められていた夜間学校にとって、基礎教育の普及は、自らの役割が喪失することを意味していた。しかし、長期的に捉えるならば、それが、基礎教育後の多様な継続教育が展開する土台を築くものにもなっていたことは重要であろう。次節以降では、こうした側面に着眼しながら、ロンドンにおける公立夜間学校のその後の歩みについて、さらに検討を続けていきたい。

2. 公立夜間学校の拡大

学務委員会は、昼間学校を普及させるために、精力を注ぎ、たくさんの経費をかけた。しかし、学生たちは、学校を卒業してしまうと、学んだことをすぐに忘れててしまったり、昼間学校を修了した青年たちの受け皿がなかつたりするなど、新たな問題も浮上していた。そこで、基礎教育を継続する夜間教育のあり方が議論されるようになった。普通教科及び科学教科を提供する公立夜間学校の組織化の方策を検討するために、ロンドン学務委員会が任命した「特別委員会」(Special Committee) が、1882年、学務委員会に報告書を提出した。この中で、二つの種類の夜間クラスを開設することが提言されたのである。一つは、教育局の教育令の規定に基づき、基礎教育を行う「基礎クラス」(Elementary Classes) であり、もう一つは、「学芸局」(Science and Art Department) 及び「ロンドン・シティ・ギルド協会」(City and Guilds of London Institute) の承認する科目や、学務委員会が適宜承認する特別科目を教育する「上級クラス」(Advanced Classes) である。⁽²⁷⁾

この計画を土台に、同年、基礎クラスを提供する83校の夜間学校が、ロンドンの各地に開校され、9,000人以上の学生が入学した。公立夜間学校が、7年ぶりに復活したのである。さらに、翌年には、商業科目及び学芸科目を開校する、上級クラスも開設された。ただし、ロンドン学務委員会は、これらのクラスを直接運営せずに、学芸局の規則に基づき、この上級クラスを運営する教育関係者に対し、教室の利用について、便宜を図るのみとした。というのも、すでに指摘したように、1870年基礎教育法の下、学務委員会は、基礎教育以外の教育を行うことができなかったからである。したがって、上級クラスは、私営事業とされ、学務委員会は監督もほとんど行わず、経費を負担しなかった。⁽²⁸⁾ 同委員会は、当面、基礎クラスを直接管轄することに専念するのである。なお、表1は、1882年の夜間学校の再開から学務委員会が解散する1904年までの、ロンドン学務委員会の管掌した夜間学校数と入学者数の推移を示したものである。

表1 ロンドンの公立夜間学校数と入学者数の推移（1882-83年～1903-04年）

年	学校数	入学者数	年	学校数	入学者数
1882-1883	83	9,064	1893-1894	265	40,858
1883-1884	74	5,563	1894-1895	271	48,512
1884-1885	84	9,346	1895-1896	271	50,218
1885-1886	114	13,968	1896-1897	276	52,804
1886-1887	128	16,050	1897-1898	280	57,586
1887-1888	128	16,320	1898-1899	321	109,121
1888-1889	135	15,732	1899-1900	368	125,640
1889-1890	159	18,268	1900-1901	395	146,971
1890-1891	232	31,015	1901-1902	398	133,191
1891-1892	239	34,562	1902-1903	376	126,753
1892-1893	242	34,797	1903-1904	373	144,865

(出典) London County Council, *Eight Years of Technical Education and Continuation Schools (Mostly Evening Work)*, 1912, Appendix A

さて、1880年に入り、夜間学校制度の見直しを求める動きが広がった。特に、ブラッドフォード (Bradford) やバーミンガム (Birmingham) などの学務委員会を中心に、3 R's 以外の教科を教えることができるよう、公立夜間学校における教育課程の自由化を求める覚書が教育局に送られた。夜間学校で基礎教育を学びたいと思う人々が減少したため、それ以外の教育ができるように教育令を改正しない限り、夜間学校の存続も危うい、という関係者の問題認識が共有されるようになっていったのである。⁽²⁹⁾

このような各地の学務委員会の意向が反映され、1882年、教育令⁽³⁰⁾の改正が実現した。読み方、書き方、算術の「基礎科目」(elementary subjects) に加えて、「追加科目」(additional subjects) についても、各科目の合格者一人あたり 2 シリングの補助金が認められたのである。(第113条 (b)) なお、追加科目は、「クラス科目」(class subjects) と「特別科目」(specific subjects) から構成されており、前者には、英語、地理学、基礎科学が、後者には、代数、幾何学及び求積法、力学、ラテン語、フランス語、動物学、植物学、農業原理、化学、物理学（音・光・熱学及び磁気学・電気学）、家政学（女性のみ）が含まれていた。(Schedule II・IV) ただし、基礎教育以外の科目が認められたとはいえ、これらの科目を受講するには、最低8週間の受講が条件とされており（同条 (b) (i)）、さらに、追加科目だけを受験することは認められなかった。（同条 (b) (iv)）それゆえ、追加科目を受験しようとする学生は、まず、3 R'sについて、その条件を満たさなければならなかつたのである。このような依然として基礎教育を重視する方針のために、ロンドン学務委員会は、それらの追加科目を行うことがほとんどできなかつた。⁽³¹⁾

夜間学校制度の改革が必要であることは明らかだった。基礎教育法の実施状況を検討するため、1886年に設立された王立勅任委員会である「基礎教育諸法を調査するために任命された委員会」(The Commissioners appointed to inquire into the Elementary Education Acts) でも、夜間学校の問題が審議されている。なお、同委員会は、委員長のR. クロス (R. Cross) の名をとって、「クロス委員会」と通称された。1888年にまとめられた同委員会の最終報告書では、夜間学校の衰退の原因として、教育局の支援不足、補助金交付の条件として、学生に3 R'sの受験を義務付けていること、教育の水準及び内容について、夜間学校の側に自由がないこと、などの諸問題に言及した。⁽³²⁾ そして、夜間学校制度は全面的に改革されなければならないとし、以下の勧告を行っている。地域の要求に応じて、特別の教育課程及び授業計画を許可すること。自由な教育活動を保障するため、出来高払い制度に基づく補助金を少なくし、固定補助金を増やすこと。追加科目の受講の条件として、基礎科目の合格を義務付けている教育令の規定を廃止すべきこと。学生に年齢の上限を課すべきではないということ。⁽³³⁾ 基礎教育の繰り返しにとどまらない、夜間学校の果たすべき新しい役割が、初めて本格的に議論された、注目すべき報告書といえよう。

他方、同時期のロンドンの公立夜間学校では、「レクリエーション夜間学校協会」(Recreative Evening Schools Association) の協力を得ながら、一つの試みが始まりつつあった。同協会は、イギリス継続学校運動のパイオニアといわれるペートン博士 (Dr. Paton) が1885年に創設した民間団体である。基礎学校を修了した若者たちが、基礎教育の成果を失わず、また、街頭の危険に晒されず、さらに、職業生活に適応できるように、実用的かつレクリエーション的な教育を、夜間学校で提供することを目的としていた。⁽³⁴⁾ ロンドンなどの公立夜間学校において、教育令に基づく知育中心の教育が展開される中、

声楽、楽器練習、幻灯講演会、粘土模型製作、家政学といった学生が魅力を感じる科目を積極的に提供することで、夜間学校への支持を広げ、その教育力を高める原動力となつていた。⁽³⁵⁾ 1885-86年におけるロンドンの公立夜間学校への入学者数の増大（表1）も、同協会の貢献によるところが大きい。このように、1880年代以降、公立夜間学校は、基礎教育法の制約にもかかわらず、「基礎学校の代用品」⁽³⁶⁾ という旧来の姿から転換しようとしていたのである。

3. 公立夜間学校の転換

ロンドン学務委員会は、基礎学校を修了したロンドンの生活者の求めに応じるかたちで、さらに自由な夜間学校活動ができるように、1884年、次のような要望事項を教育局に出している。製図と基礎科学を授業計画に加えること。夜間学校の学生の場合、学習に専念できる時間が昼間学校の学生よりも短く、昼間学校の学生と同じ量だけ学習しなければならない、という教育局の要求は非現実的なので、一年間に履修すべき分量を少なくすること。すでに一定のスタンダードに合格している学生に、基礎科目の受験を義務化することなく、夜間学校の授業を受けることができるよう⁽³⁷⁾ 許可すること。

1890年、このような要請が受け入れられ、前述したクロス委員会の勧告に沿うかたちで、教育令が大幅に改正されることになった。夜間学校に関わる重要な改正点は、次の二点である。第一に、特別科目の受験資格の緩和である。前年の1889年教育令⁽³⁸⁾ では、基礎科目及び追加科目を受験するには、8週間出席し、少なくとも24回の受講が必要とされ（第113条（b）（i））、さらに、追加科目だけの受験は認められていなかった。（同条（b）（iv））追加科目を受験する学生には、従来までと同じように、まず、3 R'sの受講が義務付けられていたのである。これに対して、1890年教育令⁽³⁹⁾ は、“公立基礎学校に在籍し、基礎科目のスタンダードVに合格したという証明書を受験時に提出できない学生は、特別科目だけを受験することはできず、基礎科目を受験しなければならない”（第106条（V））と定め、一定の水準にある学生の場合、特別科目だけを受験することを認めたのである。第二に、補助金交付対象科目の拡大である。新たに、簿記、ドイツ語、速記、裁縫、洗濯活動が加えられている。また、教育局から補助金は交付されないが、学芸、手工、体育が、教育課程の一部として承認された。さらに、英語、地理、基礎科学、調理を教育するにあたり、学務委員会にこれまで以上の裁量が認められた。⁽⁴⁰⁾

これらの新たな規定は、夜間学校において基礎教育以外の教育を公認するものであり、それは、3 R'sを中心に展開されてきた従来の夜間学校政策の大きな転換を意味していた。そこで、この教育令を法律上根拠付けるために、「1890年教育令法」（Education Code Act of 1890）が制定された。この中で、“基礎学校で行われる教育の主要な部分が、基礎教育であることを求めた1870年基礎教育法の第3条の『基礎学校』という用語の定義は、夜間学校に適用してはならない”（第1条）⁽⁴¹⁾ と定め、新たな夜間学校の原則を示したのである。M. E. サドラーは、1890年の教育令及び教育法令の制定を、公立夜間学校史における「根本的な改革」（revolutionary change）⁽⁴²⁾ と位置付けている。

こうした中央の改革を受けて、ロンドン学務委員会は、上級クラスへの間接的な支援を中止し、「学芸局規則集」（Science and Art Directory）に基づき、同局が交付する補助金により、基礎教育以外の上級科目を直接、管掌することにした。⁽⁴³⁾ さらに、1890年教育

令で新たに導入された諸科目も積極的に取り入れている。特に、学生の実用的関心にかなう速記や裁縫のクラスの人気は高く、また、体育については、1891年夏に水泳クラスを開設し、500人の市民が自費で参加している。⁽⁴⁴⁾ このような1890年の夜間学校改革の結果、1890-91年のロンドンにおける公立夜間学校は大きく発展し、その入学者数も三万人を超えるまでに拡大することとなった。

V 成人教育の展開

1. 成人受講者の増大

前述したように、公立夜間学校における学生の年齢の上限は、1876年教育令で21歳と規定されていた。クロス委員会の最終報告書では、この上限の撤廃が勧告されていたが、1890年の改革でも、それが実現されることにはなかった。しかし、こうした制度上の制約にもかかわらず、実際のところ、公立夜間学校は成人にも開かれていた。表2は、1886-87年のロンドンの公立夜間学校における地区別及び年齢別の入学者数を示したものである。総入学者数16,050人のうち、12歳以上14歳未満が1,865人（11.6%）、14歳以上22歳未満が11,776人（73.4%）、22歳以上が2,409人（15.0%）となっている。いずれの地区でも、14歳以上22歳未満が中心となっており、クロス委員会の報告書が注目していたのも、こうした青少年層に他ならなかった。とはいえ、22歳以上の成人も約15%を占めており、決して無視できない、一つの受講者層を形成していたことがわかる。

表2 ロンドン公立夜間学校の年齢別入学者数（1886-87年）

地区別	学校数	年間入学者数			
		12歳以上 14歳未満	14歳以上 22歳未満	22歳以上	合計人数 (地区別)
シティ	1	-	62	14	76
チャーチル	13	138	1,029	204	1,371
フィンズベリー	17	271	1,739	364	2,374
グリニッジ	14	237	1,231	224	1,629
ハクニー	15	209	1,407	385	2,101
イースト・ランベス	11	151	1,124	145	1,420
ウエスト・ランベス	21	280	1,706	295	2,281
メリルボーン	13	186	1,049	225	1,460
サウスウォーター	10	143	1,120	288	1,551
タワー・ハムレット	10	202	997	211	1,410
ウェストミンスター	3	48	212	54	314
合計人数（年齢別）	128	1,865	11,776	2,409	16,050

（出典）Evening Classes Committee, *Fifth Annual Report of the Evening Classes Committee, Session 1886-87*, p.6.

このように、受講者の年齢の上限をめぐり、実態と制度とが乖離する中、学務委員会の公費支出を監査していた会計監査官が、成人を対象とする教育への支出を不承認とする、

紛争が起こっている。⁽⁴⁵⁾ 1887年、会計監査官が、夜間学校の教師の給与を承認した、ロンドン学務委員会の二人の委員を告発し、罰金を課したのである。その理由は、この給与が、21歳以上の学生を対象とする教育に支出されたものであり、このような年齢の学生に公費を支出する権限は、法令上、学務委員会に与えられていない、というものであった。これに対し、学務委員会側は、“21歳以上の学生が、夜間学校に出席することは、原則として、認められない”と規定する教育令の第13条⁽⁴⁶⁾の規定を取り上げた。この規定によると、成人を教育する場合、教育局から補助金を得ることはできないが、仮に、その分を地方税から補うとすれば、成人を教育することは可能である、と解釈したのである。その上、当時、学籍簿に記載されている21歳以上の成人の受講者数を報告するように、教育局は要請していた。しかしながら、裁定の結果、学務委員会が、地方税を使い、成人を教育する権限は認められず、前述の罰金が課せられることになったのである。⁽⁴⁷⁾

この裁定を受けて、ロンドンの公立夜間学校では、1888-89年の数週間にわたって、21歳以上の成人に、週あたり1シリングの授業料を特別料金として徴収している。当時、公立夜間学校の一般的な授業料が、週あたり3ペンスだったことからすれば、高額だといえるだろう。しかし、こうした授業料制度が定着することではなく、ロンドン学務委員会は、年齢に関わらず、同額を徴収する従来のやり方にすぐに戻している。学生の年齢をめぐる混乱から、成人受講者数は大きく減少し、その回復には数年を要することになった。⁽⁴⁸⁾

2. 夜間継続学校令の成立

公立夜間学校における学生の年齢の上限を撤廃することは、夜間学校改革の残された大きな課題の一つであった。それを実現したのが、1893年に制定された「夜間継続学校令」(Evening Continuation School Code)⁽⁴⁹⁾である。これは、夜間学校に関する初めての単独の教育令であり、その名称も、「夜間学校」(night school) から「夜間継続学校」(evening continuation school) へと公式に改められるなど、1880年代以降の夜間学校改革を完成させるものであった。

まず、同令は、“14歳未満の学生の入学及び受講は認められない”（第8条）とし、これにより、従来まで認められていなかった21歳以上の学生が、ようやく公認された。また、補助金配分原理に関して、出来高払い制に代わって、「固定補助金」(fixed grant) 及び「変動補助金」(variable grant) 制度が導入された。前者は、学生の受講時間数12時間ごとに1シリングの補助金を交付するものであり（第13条(a)）、後者は、視学官の報告に基づき、学生の受講時間数12時間につき1シリング6ペンスないし1シリングの補助金を交付するものである。（同条(b)）これによって、3R'sの義務付けもなくなった。さらに、補助金対象科目は、(a)「基礎科目」(Elementary Subjects)、(b)「国民科目」(English Subjects)、(c)「語学」(Languages)、(d)「数学」(Mathematics)、(e)「科学及び実用科目」(Science Subjects and Subjects of Practical Utility)、(f)「声楽」(Vocal Music)、(g)「少女・女性専用科目」(Subjects for Girls and Women only) の各分野へと体系的に分類されている。（第2条）なお、同令の「説明のための覚書」(Explanatory Memorandum) Vでは、夜間学校の魅力を高めるために、補助金交付の対象にはならないが、幻灯教育、音楽、木工、読書会、スケッチ、体操などのレクリエーション的科目の導入を奨励している。1880年代後半以降のレクリエーション夜間学校協会の活動が、先駆的な成果として、ここ

に取り入れられたのである。

夜間継続学校令が成立したことで、全国の夜間学校は大きく発展した。1897-98年の教育局の報告書は、“夜間継続学校が行っている活動は、賞賛に値するものである。この学校は、急速に成長し、拡大しつつある”とし、さらに、21歳以上の入学者数が、1896年の35,815人（総数は298,724人）から、1897年の41,832人（総数は358,628人）へと増加したことに言及した上で、この結果について、次のように指摘している。“こうした数字は、夜間継続学校が、成人教育の担い手として、これまで以上に重要な役割を果たし始めていることを意味している”。⁽⁵⁰⁾

ロンドンにおける公立夜間学校も、1890年代を通じて、成人教育機関としての傾向を強めていった。特に、授業料を無償化した1898-99年の入学者数は、前年の57,586人から109,121人へと倍増しているが、それを年齢別にみると、21歳以上が23,062人（前年は7,776人）、14歳未満が8,004人（前年は11,531人）となっている。⁽⁵¹⁾ 年少者が減少する一方で、成人の入学者が増加しており、その構成比は、前年の13.5%から21.1%へと伸びている。なお、教育令の改正で、補助金交付対象科目が追加されたことにより、公立夜間学校の教育科目も拡大していった。表3は、1889-90年と1897-98年のロンドンの公立夜間学校における教育課程を示したものであるが、両者を比較すると、基礎的な内容から中等的な内容への広がりがうかがえる。このようにして、公立夜間学校は、制度的な根拠を得つつ、受講者及び内容の両面において、伝統的な夜間学校に特徴的な制約から開放され、新しいタイプの教育機関としての性格を帯びるようになっていったのである。

表3 ロンドンの公立夜間学校における教育課程（1889-90年と1897-98年の場合）

1889-90年		1897-98年			
代数学	フランス語	代数学	英語	力学	一般諸科学
算術	地理	救急療法	フランス語	磁気学	速記
簿記	歴史	算術	地理学	及び電気学	音・光・熱学
植物学	磁気学	芸術	地質学	実践木工	蒸氣
化学	及び電気学	簿記	幾何学	数学	バイオリン
調理	力学	植物学	ドイツ語	求積法	唱歌
家政学	生理学	建物建築	歴史	航海学	書き方
製図	読み方	化学	文学史	刺繡	体育
初級科学	書き方	商業文書	衛生学	及び裁縫	・人命救助
英語		商業事務	洗濯	物理学	・水泳
		作文	市民生活	自然地理学	・体操
		調理	機械製作	読み方	・教練など
		家政学	及び製図	朗読	

（出典）School Board for London, *Final Report of the School Board for London 1870-1904*, Rev. ed., King & Son, 1904, p.291.

3. 公立成人学校の開校

夜間継続学校令により、年齢の上限が撤廃されたことで、公立夜間学校の受講者はより幅広い年齢層にわたることになった。S. E. ブレイは、授業の光景について、次のように報告している。“白髪の高齢者も、若者とともに、基礎教育を受講したり、歴史上の一場面や代表的な文学作品に関する興味深い授業を受講したりすることが許可されており、また、実際にそのようにしているのである。”⁽⁵²⁾

ロンドン学務委員会では、成人受講者の増大に伴い、年少者たちとは別の教室で授業をしたり、教育設備を工夫したりするなどし、成人受講者が学習しやすいように、配慮していた。⁽⁵³⁾ そうした中、1897年、“school for senior”、“adult school”と呼ばれる成人を対象とする専門的な公立夜間学校が初めて開校された。⁽⁵⁴⁾ 「公立成人学校」の誕生である。主として18歳以上の成人であれば、この学校に入学することが認められた。もちろん、従来通り、普通の夜間学校に入学する成人も少なくなかった。なお、公立成人学校では、一般的な夜間学校と同一の教育課程を用意していたが、受講者の出席状況も良く、順調な試みであったため、その後、年少部と成部門を分ける公立夜間学校が増えていった。⁽⁵⁵⁾ 1902-03年の場合、公立成人学校は19校（全体は376校）開校され、入学者数は7,755人（全体は126,753人）に及んでいる。⁽⁵⁶⁾ 学校数及び入学者数ともに、全体に占める割合は、5%程度であり、公立夜間学校の中では、周辺的な存在ではあった。しかしながら、成人の教育要求の高まりを背景に、成人教育機関に分化した公立夜間学校として、注目すべき試みであったといえるだろう。

さて、このような新しい傾向とは別に、基礎教育を必要とする成人が、なおも少なくなかったことは指摘しておかなければなるまい。19世紀末葉になっても、義務就学の制度が十分に機能していない地方の出身者や、基礎教育法の成立以前に子ども時代を迎えていた高齢者たちが、大勢、ロンドンで生活していた。新聞を読めるようになりたいと思う男性や、自分の子どもが教育を受ける姿を見て、自らの無学さを痛感したことが動機となり、夜間学校に入学してくる女性たちが存在していた。⁽⁵⁷⁾ また、イースト・エンド（East End）地区の公立夜間学校において、ロシア人、ポルトガル人、ドイツ人、フランス人、スペイン人らの新来者たちが、英語の基礎を習得しようと、イディッシュ語を話す教師の支援を受けながら、大変熱心に学んでいた、という様子も報告されている。⁽⁵⁸⁾ ロンドンの公立夜間学校では、昼間学校の全般的な普及以後も、様々な事情により、基礎教育を必要とした人たちのために、年齢や国籍を問わず、貴重な学習の機会を提供し続けていたのである。

このような経過を経て、ロンドンの公立夜間学校は、世紀転換期にその活動のピークを迎えた。ロンドンの生活者たちの実際的な要求に応えながら、基礎教育、上級教育、レクリエーション活動など幅広い教育機会を提供する、成人教育の有力な担い手へと成長し、その一部は、公立成人学校へと分化するまでに至ったのである。

V おわりに

以上、ロンドン学務委員会を事例に、イギリス公立夜間学校の組織化とそれに伴う成人教育の展開過程について明らかにしてきた。1851年に補助金交付が始まり、1862年の改正教育令によって、昼間学校の基礎教育を補完する仕組みとして夜間学校制度が成立した。

その後、基礎教育法の成立により、ロンドン学務委員会が発足し、同委員会は、夜間学校の担い手となった。初期の夜間学校事業は、昼間学校の設置が優先されていたことや、教育内容及び学生の年齢の上限に関する基礎教育法の制約などから挫折している。しかし、1880年代以降、基礎教育の普及、学務委員会の請願を受けた教育令の度重なる改正、民間団体によるレクリエーション科目の先駆的な導入などにより、ロンドンの公立夜間学校は大きく発展した。教育内容は、基礎教育以外の領域にまで拡大し、学生についても、成人、高齢者、外国人へと広がっていったのである。また、19世紀末葉に実現した、公立成人学校の開校は、公立夜間学校が果たしていた成人教育機関としての性格を集約する、一つの到達点といえるものだった。中央当局による夜間学校政策が、基礎教育を重視する中で、ロンドンの公立夜間学校は、むしろ、都市の生活者たちの実際的な必要に応えようとして、基礎教育、上級教育、レクリエーション活動などの幅広い多様な成人教育の機会を提供するまでに至ったのである。

さて、世紀転換期における教育行政制度の再編成の中で、1902年教育法及び1903年ロンドン教育法が成立し、ロンドン学務委員会の全ての事業が、新しいロンドンの教育当局である「ロンドン州議会」(London County Council) に移管されることになった。⁽⁵⁹⁾ 1882年の再開以来、20年以上にわたり開校されてきたロンドンの公立夜間学校もまた、ここに大きな節目を迎えることになったのである。

しかしながら、1919年、「成人教育委員会」(Adult Education Committee) が、ロイド・ジョージ (Lloyd George) 首相に提出した「最終報告書」(Final Report) の中で、“今日における最も一般的な成人教育機関である”⁽⁶⁰⁾ と指摘しているように、公立夜間学校は、新しい担い手の下で、引き続き発展していくことになった。このような展開を踏まえれば、制度的な断絶こそあるものの、学務委員会時代の公立夜間学校史は、地方教育行政機関による成人教育事業の一つの源流として、イギリス成人教育史の上で明確に位置付けられるべきなのである。ただし、この点をより厳密に検討するためには、新たに地方教育当局となったロンドン州議会の下で、ロンドンにおける公立夜間学校及び公立成人学校が、どのようななかたちで開花していったのかを具体的に解明することが必要であろう。⁽⁶¹⁾ 筆者の今後の検討課題としたい。

注

- (1) 本稿でいう「公立夜間学校」とは、国庫補助金、地方税、授業料を主たる財源に、学務委員会が設立した夜間学校のことである。一般的に、「学務委員会立学校」(Board Schools) を夜間に利用し、昼間学校の教師が夜間学校を兼任するかたちで運営されていた。
- (2) K. Percy, “The Prehistory of the Evening Institute”, *Studies in Adult Education*, Vol.2, 1970, p.139.
- (3) Adult Education Committee, *Adult Education and the Local Education Authority*, Paper No.11, H. M. S. O., 1933, pp.5-8. なお、同委員会の設立目的は、次のようにある。“成人を対象に、リベラルな教育の発展を促進し、とりわけ、成人教育機会を提供する全国の関係機関が相互に協力し、その重複を避け、努力が無駄にならないようにすること。また、そのために、地方の民間組織の設立を促し、地方教育当局との関

係を構築できるようにすること。さらに、教育局が委任した諸事項について勧告すること”。(Ibid., “Constitution of the Committee”)

- (4) 川本宇之介『都市教育の研究』東京市政調査会、1926、pp.477-495.
- (5) 松浦京子“義務と自負—成人教育におけるシティズンシップ—”小関隆編『世紀転換期イギリスの人びと—アソシエイションとシティズンシップ—』人文書院、2000、pp.107-115.
- (6) W. A. Devereux, *Adult Education in inner London 1870-1980*, Shepheard-Walwyn in Collaboration with Inner London Education Authority, 1982, pp.19-53.
- (7) 関直規“1920年代大都市社会教育行政組織化過程とその意味—近代日本と都市＜市民＞教育—”『日本社会教育学会紀要』No.33、1997、pp.65-74、中島純“後藤新平東京市政下における社会教育事業—都市市民自治訓練の思想と方法—”東京自治問題研究所編『東京研究』4、2000、pp.264-286、中山弘之“川本宇之介における「都市教育」論・研究と社会教育”名古屋大学大学院教育発達科学的研究科社会・生涯教育学研究室『社会教育研究年報』第15号、2001、pp.201-218. などがある。
- (8) R. Fieldhouse, “The Nineteenth Century”, R. Fieldhouse and Associates, *A History of Modern British Adult Education*, National Institute of Adult Continuing Education, 1996, p.32.
- (9) T. Kelly, *A History of Adult Education in Great Britain*, Liverpool University Press, 1962, p.157.
- (10) G. C. T. Bartley, *The Schools for the People*, Bell & Daldy, 1871, p.116.
- (11) M. E. Sadler, “The Night Schools and Evening Classes under Government Inspection”, M. E. Sadler, ed., *Continuation Schools in England & Elsewhere: Their Place in the Educational System of an Industrial and Commercial State*, Manchester at the University Press, 1907, p.56.
- (12) “Revised Code”, *Report of the Committee of Council on Education*, 1861-62, H. M. S. O., pp. xvi-xliv.
- (13) M. E. Sadler, op. cit., p.60.
- (14) “The Elementary Education Act, 1870”, *Report of the Committee of Council on Education*, 1870-71, H. M. S. O., pp.xxi-lii. 同法の正式名称は、“An Act to provide for Public Elementary Education in England and Wales”であり、制定時の枢密院教育委員会副議長のW. E. フォスター (W. E. Forster) の名を取り、フォスター法とも呼ばれている。
- (15) 1870年11月29日、10選挙区（シティ、サザーク、チャーチル、グリニッジ、ランベス、タワーハムレット、ハクニー、ウェストミンスター、フィンズベリー、メリルボーン）で、49議席をめぐり、最初のロンドン学務委員会選挙が行われた。そして、同年12月15日、「ロンドン市庁舎」(Guildhall)において、第1回の会合が開催されている。(S. Maclure, *One Hundred Years of London Education 1870-1970*, Allen Lane The Penguin Press, 1970, pp.13-17.)
- (16) T. A. Spalding, ed., *The Work of the London School Board*, Rev. ed., P. S. King & Son, 1900, p.117.

- (17) H. B. Philpot, *London at School: The Story of the School Board*, T. Fisher Unwin, 1904, pp.134-135.
- (18) “New Code, 1871”, *Report of the Committee of Council on Education*, 1870-71, H. M. S. O., pp.cv-cxxvi. なお、1856年、枢密院教育委員会は「教育局」(Education Department)へと改称した（ただし、教育局は、枢密院の一部局として位置付けられた）。また、1870年基礎教育法成立以降、教育局が適宜発令する「教育令」(Code)が、補助金公布対象科目、補助金算定方法を定めることになった。それゆえ、教育令の諸規定は、公立夜間学校の教育課程に大きな影響を与えることになるのである。
- (19) 年齢の上限は、1876年教育令によって、さらに、21歳に引き上げられている。（第25条） (“New Code, 1876”, *Report of the Committee of Council on Education*, 1875-76, H. M. S. O., p.175.)
- (20) T. A. Spalding ed., *op. cit.*, p.117.
- (21) *Ibid.*, pp.118-119.
- (22) *Ibid.*, p.119.
- (23) E. Eaglesham, *From School Board to Local Authority*, Routledge and Kegan Paul, 1956, p.61.
- (24) T. ゴートリー (T. Goutrey) は、学務委員会の初期の活動について、“委員たちは、既存の学校を継承し、用地を確保し、新しい学校を開校するために、熱心に活動を続けた”と当時の様子を回顧している。（T. Goutrey, *Lux Mihi Laus : School Board Memories*, Link House Publication, 1937, p.24.）なお、書名の“Lux Mihi Laus”（光は我が栄光なり）は、ロンドン学務委員会の座右の銘とされたものである。
- (25) T. A. Spalding ed., *op. cit.*, p.120.
- (26) 年間平均出席者数をみると、1871-72年には、前年の83,457人から66,388人へと減少し、その後、1876年から1879年にかけてわずかに増加したものの、1884-85年には、24,233人へと急激に落ち込んだ。(M. E. Sadler, *op. cit.*, p.61.)
- (27) School Board for London, *Final Report of the School Board for London 1870-1904*, Rev. ed., P. S. King & Son, 1904, p.275. 政府は、1851年の万国博覧会後、科学・技術教育の振興政策として、「商務院」(Board of Trade)内に「実用技芸局」(Department of Practical Art)を設置した。1853年、同局を母体に発足したのが、「学芸局」である。その後、学芸局は、枢密院教育委員会の下に移管され、基礎教育を担当する教育局とななり、技術・科学教育を担当する中央当局となった。なお、1876年に設立された「ロンドン・シティ・ギルド協会」は、「王立技芸協会」(Royal Society of Arts)の事業を継承するかたちで、学芸局の規則にはない技術・科学系の試験を行い、修了証及び奨学金を授与するなど、民間の側から技術教育を奨励した。(H. J. Edwards, *The Evening Institute: Its Place in the Educational System of England and Wales*, National Institute of Adult Education, 1961, pp.39-40.)
- (28) S. E. Bray, “The Evening Continuation School”, T. A. Spalding ed., *op. cit.*, p.258.
- (29) K. Percy, *op. cit.*, p.147.
- (30) “New Code, 1882”, *Report of the Committee of Council on Education*, 1881-82, H. M. S. O., pp.111-149.

- (31) School Board for London, *Final Report of the School Board for London 1870-1904*, Rev. ed., P. S. King & Son, 1904, p.283.
- (32) Royal Commissioners appointed to inquire into the Elementary Education Acts, England and Wales, *Final Report*, 1888, p.162. なお、広瀬信は、クロス委員会の報告書を検討する中で、委員たちの主たる関心が、基礎学校を修了した勤労青少年の教育の振興にあった点を明らかにしている。(広瀬信 “1890年代初頭イギリスにおける夜間学校政策の転換—その特徴と基本的性格—”『京都大学教育学部紀要』XXVIII、1982、pp.289-300.)
- (33) Royal Commissioners appointed to inquire into the Elementary Education Acts, England and Wales *op. cit.*, pp.218-219.
- (34) M. E. Sadler, “Recreative Evening Schools Association”, M. E. Sadler, ed., *op. cit.*, pp.91-92.
- (35) London County Council, *Eight Years of Technical Education and Continuation Schools (Mostly Evening Work)*, 1912, p.9. その後、同協会は、ロンドンの公立夜間学校史において、次のように評価されることになった。“夜間学校の創設期において、教室で行われる教育は、レクリエーション活動や基礎教育以外の健全な活動によって補われるべきである、という主張は、白熱した議論を呼ぶことになった。そうした意味で、同協会は、今日普及しつつある考え方の提唱者といえよう。”(London County Council, *Education Act 1918: Scheme of the Local Education Authority*, 1920, p.39)
- (36) 田口仁久『イギリス学校教育史』学芸図書、1975、p.139.
- (37) School Board for London, *Final Report of the School Board for London 1870-1904*, Rev. ed., P. S. King & Son, 1904, p.284. さらに、ロンドン学務委員会は、夜間学校制度の改革を求めて、1889年、首相及び枢密院教育委員会議長宛の陳情書を提出し、翌年には、「リーズ学務委員会」(Leeds School Board) の呼びかけに応じ、教育局に対し、教育令の改正を働きかける代表団にも参加している。(Ibid., pp.285-286)
- (38) “New Code, 1889”, *Report of the Committee of Council on Education*, 1888-89, H. M. S. O., pp.115-150.
- (39) “New Code, 1890 ”, *Report of the Committee of Council on Education*, 1889-90, H. M. S. O., pp.116-168.
- (40) S. E. Bray, *op. cit.*, p.259.
- (41) “New Code, 1892”, *Report of the Committee of Council on Education*, 1891-92, H. M. S. O., p.137.
- (42) M. E. Sadler, “The Night Schools and Evening Classes under Government Inspection”, M. E. Sadler, ed., *op. cit.*, p.62.
- (43) T. A. Spalding ed., *op. cit.*, p.287. これによって、ロンドン学務委員会は、従来の教育局の補助金に基づく基礎クラスに加え、学芸局の補助金を受ける上級クラスも管掌することになった。1896-97年の国庫補助金の状況をみると、教育局から12,878ポンド7シリング、学芸局から671ポンド 3 シリング11ペニスがそれぞれ交付されている。(School Board for London, *Annual Report*, 1896-97, p.98.) このように教育局からの支援の割合はかなり高く、また、他の年の場合も、同じ傾向が見られることから、

ロンドン学務委員会が取り組んだ公立夜間学校の中心的事業は、教育令に基づく基礎クラスだったと指摘しうる。

- (44) School Board for London, *Final Report of the School Board for London 1870-1904*, Rev. ed., P. S. King & Son, 1904, pp.287-288.
- (45) 学務委員会の会計の監査については、1870年基礎教育法の第59条から第62条までの「会計及び会計監査」の規定に基づいていた。なお、当時、会計監査官の告発件数は、かなりの数に上っていた。例えば、1885年の場合、2,823件（学務委員会関連298件）あり、翌年には、2,371件（同220件）起こっている。（E. Eaglesham, *op.cit.*, pp.65-66.）
- (46) 1876年教育令により、年齢の上限は21歳とされたが、1882年教育令以降、年齢の規定は、次のように言い表されるようになっていた。“夜間学校において、14歳未満もしくは21歳以上の学生は、原則として、出席してはならない”（第13条）（“New Code, 1882”, *Report of the Committee of Council on Education, 1881-82*, H. M. S. O., p.113.）。「原則として」（as a rule）という文言が挿入されたことで、年齢の上限の規定は、さらに、曖昧な解釈を許すことになった。
- (47) E. Eaglesham, *op.cit.*, p.68.
- (48) School Board for London, *Final Report of the School Board for London 1870-1904*, Rev. ed., P. S. King & Son, 1904, p.309.
- (49) “Evening Continuation School Code, 1894”, *Report of the Committee of Council on Education, 1893-94*, H. M. S. O., pp.470-523. 同令の成立に中心的な役割を果たした人物が、制定時の枢密院教育委員会副議長であり、技術・科学教育の振興を主張したA. アクランド（A. Acland）である。そのため、この教育令は「アクランド教育令」とも通称される。
- (50) “Introductory”, *Report of the Committee of Council on Education, 1897-98*, H. M. S. O., pp.xx-xxii.
- (51) S. E. Bray, *op. cit.*, p.261.
- (52) *Ibid.*, p.264.
- (53) 公立夜間学校の多くは、昼間学校の校舎を利用して行われていたため、その学習机が、成人の体格に合わないという問題が生じることもあった。そこで、ロンドン学務委員会では、持ち運びのできる特別の机を用意したり、年齢を問わずに利用できる、新しい形態の机を導入したりしている。（*Ibid.*, pp.261-262.）
- (54) 1890年代後半に入り、公立夜間学校の量的な拡大を土台とし、この成人学校以外にも、専門分化した公立夜間学校が開校されるようになった。1898年、「商業学校」（Commercial Schools）、「学芸学校」（Science and Art Schools）、「商業学芸学校」（Commercial and Science and Art Schools）という新たな三つのタイプの夜間学校が開校されている。（School Board for London, *Annual Report, 1898-99*, pp.70-71）さらに、「貧民地区学校」（Schools in Poor Districts）、「聾学校」（Schools for the Deaf）などの夜間学校も開校された。
- (55) School Board for London, *Final Report of the School Board for London 1870-1904*, Rev. ed., P. S. King & Son, 1904, p.280.

- (56) School Board for London, *Annual Report*, 1902-03, p.49.
- (57) H. B. Philpott, *op. cit.*, p.145. また、H. B. フィルポットは、ある基礎クラスに出席する成人受講者たちの様子を、次のように記している。“いったん学習が始まると、呑込みの早い時期は、はるか昔に過ぎ去ってしまっているのにもかかわらず、成人受講者たちは、大変立派に努力し、かなりの成果をあげている。読み方及び書き方を学んだ生徒の中には、教えてもらったことに心から感謝し、教師に手紙を書くものもいた。おそらく、誤字もあり、きれいな字でもなかつたであろうが、感謝の気持ちが詰まった手紙だった。幼い我が子から初めて送られた手紙を、父親が大切にするように、教師も、それを心から受け取ったのである。” (*Ibid.*)
- (58) S. E. Bray, *op. cit.*, p.264.
- (59) この制度改革のきっかけとなったのが、ロンドン学務委員会の公費の支出をめぐる1901年の「コカトン判決」(Cockerton Case) であった。同判決及びそれに続く教育制度の再編成の動向については、E. Eaglesham, *op. cit.*, pp.113-142., W. A. Devereux, *op. cit.*, pp.49-53. が参考になる。
- (60) Adult Education Committee, *Final Report*, H. M. S. O., 1919, p.22. 同委員会は、“イギリスにおける成人教育（技術教育及び職業教育を除く）の提供と可能性を検討し、勧告を行うこと” (*Ibid.*, p.1) を目的に、1917年、「復興委員会」(Reconstruction Committee) の小委員会として設置されたものである。その後、「復興省」(Ministry of Reconstruction) の設置とともに、独立した委員会となった。
- (61) 我が国のイギリス成人教育史研究において、地方教育当局による成人教育事業についての具体的な考察は、ほとんどなされていないが、その全体的な動向については、手打明敏“1920年代イギリス成人教育におけるL. E. A. の役割”(『日本社会教育学会紀要』No.14、1978、pp.88-96.) が示唆的である。

(付記) 「ロンドン大学歴史学研究所」(Institute of Historical Research, University of London) の専門図書館には、筆者訪問の折、資料の閲覧に際して、お世話になった。記して謝意を表する。